

第6次基本計画策定専門調査会
基本構想ワーキング・グループ（第4回）
議事要旨

1. 日 時 令和7年6月26日（木）13:00～14:51
2. 場 所 オンライン会議システム
3. 出席者
- | | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 座長 | 鈴木 準 | 株式会社大和総研常務執行役員 |
| 座長代理 | 大崎 麻子 | （特活）Gender Action Platform 理事 |
| 構成員 | 神林 龍 | 武蔵大学経済学部教授 |
| 同 | 矢島 洋子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
CDIO 主席研究員 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 意見交換
- 3 閉会

（配布資料）

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 基本構想ワーキング・グループにおける検討状況 |
| 資料2 | 人材・地域・意識ワーキング・グループにおける検討状況 |
| 資料3 | 安全・安心ワーキング・グループにおける検討状況 |

（全体の議事の概要）

- ・ 「基本的な方針」、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「環境問題における男女共同参画の推進」、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」、「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」、「推進体制の整備・強化」に記載する内容について、意見交換を行った。

(意見交換)

1. 「基本的な方針」について

- ・ 新しい技術を取り入れて、働き方自体をマネジメントが変えていくという観点を取り上げた方がよいのではないか。例えば、経営側には迅速なテクノロジーの導入、労働者側にはリスキリングを含めた対応が重要である等、経営側・労働者側両面からのアプローチが重要ではないか。
- ・ 市民社会は、ジェンダーの問題や女性の人権問題の当事者であり、国際的な議論の中で非常に重要視されている。また、地域の社会変革やジェンダー平等を推進するためには、市民社会の主体的参画が必要となるため、その点、盛り込むべきではないか。
- ・ メディアが、アンコンシャス・バイアスを含めたジェンダー規範の形成装置であることは間違いなく、その影響を受けているのは若い世代に限った話ではない。特に、地方ではメディアの影響力が大きいので、メディアとの連携が重要ではないか。
- ・ 職場や地域、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、乳幼児期からの教育だけでなく、大人になってからも学び直しにより、社会のアップデートを促すことが重要ではないか。また、その役割を男女共同参画センターの役割として結びつけるのがよいのではないか。
- ・ 男女共同参画機構法が成立し、男女共同参画社会基本法が実質的に初めて改正されたことは、象徴的な出来事である。基本法に連携や協働の促進が盛り込まれたこと等、法改正の趣旨を盛り込むのが望ましいのではないか。
- ・ 企業と投資家に共通する国際規範は、国連グローバル・コンパクトや責任投資原則、女性のエンパワーメント原則（WEPS）、ビジネスと人権に関する指導原則の4つであり、情報開示基準の策定やエンゲージメントもこうした国際的な枠組みをベースに行われているということを盛り込んだ方がよいのではないか。
- ・ GXの推進における産業構造や社会経済の変革に際しては、ジェンダーの視点が欠けてはならないため、いわゆる公正な移行（Just Transition）の考え方を盛り込んだ方がよいのではないか。

2. 「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」について

- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画を加速させるために、特に強化した点やポイントを端的に言えるよう整理しておく必要があるのではないか。
- ・ 司法分野は、女性の就業継続支援だけでなく、男性も含めた働き方の見直しも重要なのではないか。
- ・ 第5次男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大

に関して、統治機構の中で、裁判官のみ、成果目標が設定されていない。状況をしっかりみていくためにも、KPI として何かしら数値を設定するのが望ましいのではないか。

- ・ 裁判官については、一層の自主的な取組と情報開示による市民社会との対話を求めていくのがよいのではないか。
- ・ 育児休業から復帰した後に短時間勤務や時間制約で働く人の公正な評価を企業に促すような取組を具体的に盛り込んだ方がよいのではないか。

3. 「環境問題における男女共同参画の推進」について

- ・ 環境問題を考える場への女性の参画拡大だけでなく、環境問題そのものが女性の就業や社会的な活動に偏って影響を及ぼす可能性があることを考慮し、解決を図っていかなければならないことを盛り込んだ方がよいのではないか。

4. 「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」について

- ・ 給与所得控除の最低保障額の引上げは、インフレへの対応だけではなく、就労調整への対応でもあるため、記述する必要があるのではないか。
- ・ こども大綱やこども未来戦略で示されている内容等、男女共同参画社会実現の観点で必要な育児の支援基盤について網羅的に盛り込んだ方がよいのではないか。

5. 「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」について

- ・ ILO の労働基準・条約を含む国際的な規範や議論も踏まえた方が、より説得力が増すのではないか。

6. 「推進体制の整備・強化」について

- ・ 地方公共団体が市町村の男女共同参画計画を策定し推進するということを推進体制の整備の文脈においても盛り込んだ方がよいのではないか。
- ・ フォローアップについては、効率的な評価方法を考慮する、もしくは実質を評価する等、形式的に数値をチェックするだけではないということを示した方がよいのではないか。